

第四十七号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中

同 飛鳥高等学校
同 赤羽商業高等学校

北区王子六丁目八番八号
同 西が丘三丁目十四番二十号

を

同 飛鳥高等学校

北区王子六丁目八番八号

に改め、

同表四の項中

同 城南特別支援学校
同 城北特別支援学校

大田区東六郷二丁目十八番十九号
足立区南花畑五丁目二十四番四十九号

を

同 城南特別支援学校

大田区東六郷二丁目十八番十九号

に、

同 田無特別支援学校

西東京市南町五丁目十五番五号

同 南花畑特別支援学校

足立区南花畑五丁目十三番一号

を

同 田無特別支援学校

西東京市南町五丁目十五番五号

に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都立赤羽商業高等学校、東京都立城北特別支援学校及び東京都立南花畑特別支援学校を廃止する必要がある。